

令和5年度（12月） 第9回浜北区協議会 次第

日時：令和5年12月21日（木）午後1時30分から

会場：浜北区役所 大会議室（なゆた・浜北3階）

1 開 会

2 議 事

（1）協議事項

ア 令和5年度浜北区地域力向上事業（助成事業）の提案について（1件）

【資料1】※当日配布

イ 浜北区協議会委員補充に係る公共的団体等の選定について

【資料3】※当日配布

（2）報告事項

令和6年度地域力向上事業「市民提案による住みよい地域づくり助成事業」の募集開始について **【資料2】**

3 その他

（1）その他

地域課題等について（会長提案）

（2）次回開催日程について

4 閉 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項				
件 名	令和5年度浜北区地域力向上事業（助成事業）の提案について				
事業の概要 （背景、経緯、 現状、課題等）	<p>【趣旨】</p> <p>地域力向上事業実施要綱第8条に基づき、浜北区役所に提案された地域力向上事業・助成事業の採択に当たって、浜北区協議会に意見を求める。</p> <div style="border: 1px dotted black; padding: 5px;"><p>地域力向上事業実施要綱 （実施予定事業の決定）</p><p>第8条 市長は、助成事業の採択に当たっては、区協議会に意見を求め、その意見を踏まえて実施予定助成事業を決定し、提案団体には選考結果通知書により通知するものとする。</p></div>				
対象の区協議会	浜北区協議会				
内 容	<p>令和5年度の地域力向上事業・助成事業は、現在まで6件の提案があり、5件採択（1件辞退）。今回、1件の追加提案があり、区行政推進会議で審議したものを提出する。</p> <p>提案 1件 採択 1件</p> <p>※詳細は別紙のとおり</p>				
備 考 （答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など）	市長は、浜北区協議会の意見を踏まえて、地域力向上事業・助成事業を決定する。				
担当課	区振興課	担当者	金原 由直	電話	053-585-1141

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

令和5年度地域力向上事業（助成事業）二次募集 提案内容

No.	提案事業名			
	防災講演会-災害 その時-			
	提案者		提案回数	
	防災啓発「生きる」上映推進赤佐実行委員会		初回（補助上限50%）	
	実施時期	概算事業費	補助上限額	補助金額
	令和6年1月1日（月）-3月31日（日）	860,000円	430,000円	430,000円
	予算内容			
	歳入		歳出	
	・市補助金 430,000円 ・自己資金（協賛金等） 430,000円		・報償費（謝礼報酬等） 100,000円 ・印刷製本費（防災啓発冊子印刷） 450,000円 ・委託料（冊子データ作成委託費等） 150,000円	
	事業目的			
	2月4日（日）に東日本大震災で多く人命が失われた宮城県石巻市の旧大川小学校を題材とした、災害ドキュメンタリー映画『「生きる」大川小学校津波裁判を闘った人たち』を上映する。更に、本映画監督の寺田和弘氏を招き講演会を実施し、大規模災害時に学校と地域で何ができるのか考えるきっかけづくりにする。			
	事業内容			
	赤佐地区の住民等を対象に、防災意識の向上等を目的に災害を題材にしたドキュメンタリー映画を放映と映画監督を招いた講演会を開催する。			
	事業効果			
1	いっどこで発災するかわからない大規模な地震や風水害に対し、本イベントを開催することで、防災意識の向上に繋がると考える。更に、地区社協や子ども会、地域の各種団体などにも参加を呼びかけ、防災の観点から横の連携を構築するとともに、発災時にお互い助け合う「共助」の意識向上に繋げる。			
	区審査結果			
	独自性	浜北区らしさ	効果・公益性	財政支援の必要性
	3.17	3.33	4.33	3.67
	合計	結果	※合計点15点以上採択	
	17.50	採択	※効果・公益性は平均点3点以上	
	審査意見（抜粋）			
	・事業目的が、地域の「防災意識の向上」であり、昨今の区内の豪雨被害の状況を受けた時機やニーズをとらえたものとする。 ・イベント開催に係る自己資金をしっかりと確保するとともに、事業展開においては、連携を予定している地区社協や商工会等との役割分担を明確にし、事業目的が達成できるよう調整を進めてほしい。 ・市民協働の観点からも有意義な事業であり、地域の協働センターなどを巻き込んでの事業を期待します。			
	担当課			
	区振興課			

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input type="checkbox"/> 協議事項 <input checked="" type="checkbox"/> 報告事項				
件 名	令和6年度地域力向上事業「市民提案による住みよい地域づくり助成自事業」の募集開始について				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>○趣旨</p> <p>・「浜松市地域力向上事業実施要綱」の事業区分である「市民提案による住みよい地域づくり助成事業（以下、助成事業）」の令和6年度一次募集を開始しました。</p>				
対象の区協議会	浜北区協議会				
内 容	<p>○令和6年度助成事業の一次募集について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予算額 300万円（浜名区全体予算額 600万円） ・1件当たり補助上限額 200万円（対象経費の1/2以内） ・応募資格 3人以上で構成され、市内で住所を有する、または市内で活動する団体 <p>○受付区分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助成事業については、区再編後も旧7区の行政区単位での受付を可能としました。 <p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3回目の提案について、浜名区として一体的に運用するため、令和6年度提案分より一律に補助率25%にて実施いたします。 				
備 考 (答申・協議結果を得た い時期、今後の予定など)	<p>○今後の予定</p> <p>[令和5年]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・12/19（火）一次募集開始 <p>[令和6年]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1/31（水）一次募集締切 ・2月中旬 地域分科会協議予定 				
担当課	浜北区・区振興課	担当者	金原 由直	電話	053-585-5102

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

浜松市民の皆さんの新しいアイデアを募集します！



地域力 向上事業

-市民提案による住みよい地域づくり助成事業-

[補助上限額]

200 万円

市民の皆さんが主体になり
地域づくりに取り組む事業が対象じゃ

地域
活性化

文化
スポーツ

魅力
発信

健康
福祉

生活
環境

などなど

■ 補助率

補助対象経費の1/2以内

■ 対象者

浜松市内で活動する団体

■ 問合せ

各区役所 区振興課または行政センター

※ 詳細は裏面をご覧ください。



出世大名 ©浜松市
家康くん

令和
6年度 2024



補助対象となる団体は？

3人以上で構成され、市内に住所を有するまたは市内で活動する法人その他グループで、申請の時点で市税の未納がない団体が補助対象です。

(ただし、政治・宗教を目的とする団体や暴力団等と密接な関係を有する団体等は対象外)



補助対象になるのはどんな事業？

次のいずれかに該当する公益性のある事業

- ① 地域コミュニティづくり
- ② 安全安心な地域づくり
- ③ 生活改善及び生活環境の向上
- ④ 文化・スポーツ・生涯学習の振興
- ⑤ 健康・福祉の向上
- ⑥ 地域の特性を活かしたまちづくり

(ただし、政治、宗教、選挙活動又は営利を目的とする事業や公序良俗に反するおそれがあると認められる事業等は対象外)



事業の実施期間や採択の回数？

4月1日～翌年3月31日までの年度内に完了するよう事業計画を立ててください。

同一事業につき最大3回（通算3年度分）継続して補助を受けることができます。補助率は1年目50%以内、2年目40%以内、3年目25%以内と段階的に下がります。なお、3年連続でなくても構いません。



行政区再編による影響は？

- ・補助上限額や対象経費など、助成条件はこれまでと変わりません。
- ・提案書類の提出先は、事業を実施する地域の区振興課または行政センターです。
- ・区再編後は、これまでどおり旧7区のエリア内での事業実施に加えて、区内を対象とした事業提案も可能となります。(例：中央区であれば、旧西区と旧南区にまたがる事業が可能。)
- ・その場合、提案書類の提出先は、事業を実施する地域内の、どの区振興課や行政センターでも構いません。判断に迷う場合には、区役所等へご相談ください。



問い合わせ先は？

各区役所ホームページから提案書のダウンロードができます。募集状況や提案書の提出期限など、詳しくは各区区振興課または行政センター（天竜区は各地区支所）へお問い合わせください。

問い合わせ先

中央区	区振興課	TEL:457-2210	天竜区	区振興課	TEL:922-0013
	東行政センター	TEL:424-0115		春野支所	TEL:983-0001
	西行政センター	TEL:597-1112		佐久間支所	TEL:966-0001
	南行政センター	TEL:425-1120		水窪支所	TEL:982-0001
浜名区	区振興課	TEL:585-1141		龍山支所	TEL:966-2111
	北行政センター	TEL:523-1168			

第9号様式

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項				
件 名	浜北区協議会委員補充に係る公共的団体等の選定について				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	【経緯】 1 令和5年11月30日付で、匂坂則之委員から辞任届が提出された。 2 匂坂委員の推薦団体である（一社）浜北青年会議所は、令和5年12月31日で解散するため、後任の委員を推薦することができない。 3 新しく委員の推薦を依頼する公共的団体等を選定する。				
対象の区協議会	浜北区協議会				
内 容	新しく団体推薦委員の推薦依頼をする公共的団体等の選定について、協議するもの				
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)					
担当課	浜北区・区振興課	担当者	金原 由直	電話	585-1141

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

区協議会運営マニュアル抜粋

委員の選任

区協議会の委員の選任については、設置条例施行規則第2条第1項により区協議会の公共的団体等の選定及び委員の推薦に基づいて市長が選任することとしています。

選任方法として、地域の活動や実情をよく認識している区協議会委員からなる推薦会を設置し、委員の推薦事務を行います。

(1) 委員区分

委員区分は団体推薦委員、公募委員及び直接指名委員に3つに区分されます。

①区協議会が選定した公共的団体等が推薦するその構成員（設置条例施行規則第2条第1項第1号）

ア 団体推薦委員（必須）

※ 公共的な活動を営む団体については、法人格の有無は問いません。

(例) 自治会、商工会、商工会議所、青年会議所、農業協同組合、森林組合、土地改良区、観光協会、体育協会、文化協会、シニアクラブ、PTA、NPO法人など

②前号に掲げる者のほか、区協議会が推薦する者（設置条例施行規則第2条第1項第2号）

ア 公募委員（必須）

附属機関の設置及び運営に関する基本方針から区協議会の委員は全て市民委員となり公募による登用が原則となりますが、住民の多様な意見の適切な反映及び地域の事情への配慮の観点から、委員の一部を公募による者とされています。

イ 直接指名委員（任意）

上記団体推薦委員及び公募委員に該当しませんが、区協議会が推薦した者を選任できるものです。

(例) 学識経験者など

(2) 区協議会による団体の選定及び委員の推薦

区協議会が団体の選定及び委員の推薦を行うにあたり、その案を策定するために推薦会を設置します。推薦会が策定した案については区協議会で承認し、市長へ提出します。

(3) 推薦会の設置

区協議会委員3人以上7人以内で構成し、区協議会の推薦案の策定等を行います。その役割は次のとおりです。

- ・公共的団体等の選定案の策定
- ・公募委員の推薦案の策定（選考）

- ・直接指名委員の推薦案の策定
- ・公募委員の公募の方法の決定
- ・区協議会が必要と認める事務

委員の辞任及び補充

(1) 区協議会委員の辞任

区協議会委員が辞任しようとするときは、市長に辞任届（第5号様式）を提出し、区振興課は市民協働・地域政策課へ書面にて報告します。

<提出書類> ※ 電子データ

- ・辞任届（第5号様式）（写）

(2) 補充

何らかの理由により区協議会委員が欠けた場合には、新たに区協議会委員を補充することができます。ただし、区協議会委員の定数を「20人以内」としてあることから、補充せずに欠員のままとすることも可能です。

<補充の流れ>

① 推薦方法の決定

区協議会委員の選任については、区協議会委員で構成する推薦会を設置することになっていますが、推薦会委員の指名（区協議会の議決）など推薦会の設置に時間を要することから、補充に関してのみ区協議会の議決によって、それ以外の推薦方法により実施することができます。

② 推薦会による推薦案の策定

3人以上7人以内の委員で構成する推薦会を組織し、その推薦により行います。

③ 区協議会の議決により定めた方法による推薦

区協議会の定める独自の方法で推薦することが可能です。ただし、推薦にあたっては、公平性を確保しなければなりません。

（例）団体推薦委員が欠けた場合に、推薦会を設置せずに、同じ公共的団体等を選定するものとして、区協議会で議決します。